

## 継続会(会社法317条)について

令和2年4月28日

金融庁  
法務省  
経済産業省

この指針は、連絡協議会<sup>1</sup>において提示された株主総会の対応のうち、表記(継続会)については、これまで開催された実例が必ずしも多くないことにかんがみ、その開催に当たって留意すべき事項を示し、企業等の関係者の円滑な実務の遂行に資することを目的とする<sup>2</sup>。機関投資家(株主)は、下記(「第1趣旨」)に記載のとおり、企業が従業員等の健康や安全を最優先に考えた結果、継続会をはじめ例年とは異なる株主総会運営を行う場合には、形式的・機械的な基準によるのではなく、その実質・趣旨に着目した対応を行うことが強く期待される。

### 第1 趣旨

表記の開催方法は、未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができない中であって、剰余金の配当の基準日が3月末日とされている場合におけるその基準日株主に対する配慮、経営体制を刷新していく必要性等多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保するために、採用されるものである。

### 第2 各論

#### 1 継続会開催の決定

当初の定時株主総会の時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、これらの事項について議長に一任する決議も許容される。

この場合において、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る。

#### 2 取締役及び監査役の選任

そもそも取締役及び監査役の選解任は、株主総会の権限(329条1項<sup>3</sup>、339条1項)であることは言を俟たないところ、当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するためには、確定した計算書類は提供されて

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

<sup>2</sup> なお、継続会の開催にあたり、関係者の間において、個別の事情を踏まえた本指針と異なる対応が許容され得ることは言うまでもない。

<sup>3</sup> 本文中に引用している条文はいずれも会社法の条文を指す。

いないものの、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められると考えられる。

なお、任期が今期の定時株主総会の終結の時までとされている取締役及び監査役について、当初の定時株主総会の時点において改選する必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる。

### 3 剰余金の配当

当初の定時株主総会において剰余金の配当決議を行う場合、当該行為の効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前である限り、最終事業年度(2条24号)である2019年3月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことができる(461条)。

この場合において、2020年3月期の計算書類の確定はなされていないものの、決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益であると考えられる。

### 4 合理的期間

当初の定時株主総会と継続会との期間については、関係者の健康と安全に配慮しながら決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催することが許容されることが考えられ、許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無い。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。

### 5 事務遂行の在り方

本件に関する決算や監査業務の遂行は、当該業務に携わる者の安全と健康に十分に配慮しながら適切かつ合理的に遂行していくことが求められるところ、決算や監査実務の遂行に当たって書面への押印を求めるなどの慣行は見直されるべきである。

以上